

2.1 学校給食による食中毒

【事例】

学校で、授業中や休み時間に複数の児童が嘔吐や下痢、腹痛、発熱等の症状を訴え早退した。その後、医療機関を受診した児童の保護者から、「受診した病院の医師から、食中毒の疑いがあると言われた」との連絡を受けた。

○発生時の対応のポイント

〔初期対応〕

- ・管理職等は、複数の児童が嘔吐や下痢、腹痛、発熱等共通した症状を訴える場合は、食中毒等の集団発生を疑い、学校医、教育委員会、保健所に連絡する。また、初期の症状や発生状況からは食中毒か感染症なのか明確に判断することは困難であることから、初動調査は両面から行う。
- ・管理職等は、近隣の学校や児童の家族等の発症状況を把握する。
- ・管理職等は、学校医や保健所から、地域における感染症等の発生状況について情報を得る。
- ・管理職等は、発症前約2週間の欠席状況や教育活動の内容等について把握する。
- ・管理職等は、児童の健康状態や対応等について、時系列に正確に記録する。
- ・校長は、学校給食の中止や臨時休業、出席停止等の措置について学校医や保健所等の助言を受けるとともに教育委員会と協議の上、速やかに判断する。
- ・管理職等は学校内外の組織体制を整備し、関係職員の役割を明確にし、消毒や事後措置等の計画を立て感染拡大防止の措置をとる。
- ・管理職等は、保健所及び学校医等の指示事項を正確に記録する。
- ・管理職等は、給食調理の責任者や栄養教諭等と連携し、献立表、作業工程表、作業動線図、温度記録簿、検収票等の関係書類を準備するとともに、学校給食の保存食の廃棄を中止するよう指示する。

〔保護者への対応〕

- ・担任等は、入院や欠席等をしている児童に対して、病院や家庭を訪問し、容体を確認するとともに、今後の対応について説明する。
- ・担任等は、症状のある児童を速やかに医療機関で受診させ、結果を学校に報告するよう依頼する。
- ・校長は、教育委員会や保健所の指示に基づき、集団発生の状況等を保護者に周知し、健康観察や検便検査等の協力を求める。
- ・PTA役員会等を招集し、状況を説明するとともに、今後の対応について協力を依頼する。
- ・全ての保護者を対象とした説明会等を開催して状況を説明するとともに、食中毒の正しい知識や二次感染予防等について文書を配布する等し、不安解消に努める。

〔児童への対応〕

- ・養護教諭等は、全校集会等により、食中毒の正しい知識、手洗いの励行等、健康管理についての指導を行う。
- ・担任等は、罹患した児童に対しては不安解消に努め、心のケアが必要な児童にはカウンセリングを行うとともに、いじめや誹謗中傷等を受けることがないように配慮する。

〔関係機関等との連携〕

- ・管理職は、学校医、保健所に連絡し、症状のある児童への対応や施設等の消毒方法等について指示を受け対応する。
- ・校長は、保健所や教育委員会が行う検査や調査に協力する。

〔教育委員会への報告〕

- ・管理職は、直ちに教育委員会へ事故の状況を報告し、対応策等について指導・助言を受ける。
- ・管理職は、所定の様式により速やかに関係機関へ適宜報告する。

○今後の対応策（未然防止）のポイント

〔再発防止策〕

- ・校長は、給食調理の責任者や栄養教諭等と連携し、関係機関等の立入調査等に協力し、事故原因の究明を行うとともに、関係機関等の指導を受けて、再発防止に向けた対策案の検証を行う。
- ・調理場においては、栄養教諭等の衛生管理責任者が、学校給食従事者の衛生、施設設備の衛生、食品の衛生の適性を期すため日常の点検及び指導に当たり、学校給食衛生管理基準等に基づき衛生管理の徹底を図る。

〔未然防止策〕

- ・教育委員会等は安全な学校給食を実施するため、衛生管理責任者を定め、関係する組織を活用しながら、衛生管理体制を整備する。
- ・教育委員会等は、学校給食従事者等が食中毒や衛生管理に関する知識をもって業務を行うことができるよう研修の機会を確保し資質の向上を図る。
- ・管理職は学校保健委員会等を活用し、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保健主事、養護教諭等の教職員、栄養教諭等、保健所の職員等の専門家及び保護者が連携した体制を整備する。
- ・管理職は日頃から学校給食関係者との連携を密にし、計画的に施設設備等の改善を行う。
- ・管理職は、児童の摂食開始時間の30分前までに検食し異常がないことを確認する。異常があった場合には直ちに給食を停止し、速やかに給食調理場に連絡する。
- ・担任等は、給食当番の児童等（教職員も含む）の健康状態について、健康観察票に基づき毎日点検し記録する。当番以外の児童等に対しても、手洗いや食事環境を整えることができるよう給食指導を行う。